

新宿区エレベーター防災対策改修支援事業のご案内

新しく設置するエレベーターは「防災対策」が義務化されていますが、既設エレベーターは義務化の対象外（「既存不適格」といいます。）です。しかし、エレベーターにおける閉じ込めや事故を未然に防止するために非常に有効な対策であることをご理解いただき、今お使いになっているエレベーターに「防災対策」がされていない場合、長期修繕計画等に組み込むなど計画的に改修を行うようお願いします。

新宿区では、既設エレベーターの防災対策改修工事費の一部を助成する事業を行っています。

改修助成金 (最大) 300万円

助成対象の防災対策 1

【主要機器の耐震補強】(2014年耐震基準)

エレベーターの機器やレールなどが地震等の振動により被害を受けないよう行う耐震対策のことを指します。

(例)

- 巻上機・制御盤の転倒移動防止
- レールの外れ防止
- ロープの外れ・絡まり防止
- 釣合おもりの脱落防止、主要な支持部分(レール、支持ばりなど)の耐震化 等



助成対象の防災対策 2

【戸開走行保護装置】

エレベーターの運転制御回路やブレーキに故障が生じ、出入口の戸が閉じる前にカゴが動いた場合に、カゴを自動的に制止させ、人が挟まれることを防止する装置です。具体的には、通常の運転制御回路から独立した制御回路を設け、ブレーキを二重化することでカゴを安全に制止させます。

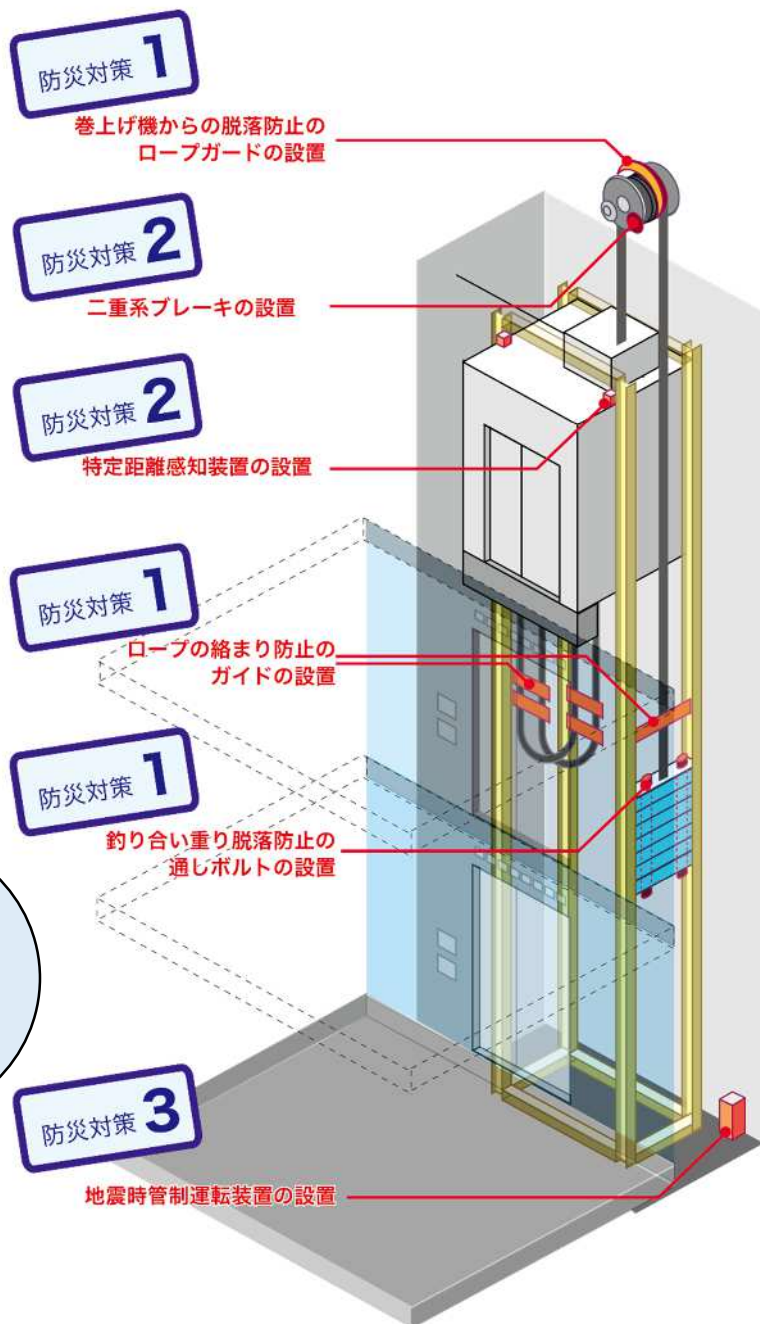


助成対象の防災対策 3

【地震時管制運転装置】

地震発生初期の微震動(P波)を感知し、本震(S波)が到達する前に最寄り階に自動停止し、カゴ内への閉じ込めを未然に防ぐ装置です。また、停電が発生した場合でも安全に最寄り階へ停止させるため、予備電源(蓄電池)も併せて設置します。

助成対象の防災対策 4
【リスタート運転機能及び自動診断・仮復旧運転機能】※要件有





助成対象となる建築物について

次の(1)から(5)すべてに適合する建築物が対象です。

要件の区分	要件
(1)用途に係る要件	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 2 条第 18 号に規定する特定建築物 (特定建築物の例) ○病院、診療所 ○劇場、観覧場、映画館、演芸場 ○集会場、公会堂、展示場 ○卸売市場、百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗 ○ホテル、旅館 ○事務所 ○共同住宅、寄宿舍、下宿 ○老人ホーム、保育所、福祉ホーム ○飲食店、料理店、サービス業を営む店舗
(2)規模等に係る要件	耐火建築物又は準耐火建築物であって、地階を除く階数が 3 階以上
(3)修繕計画に係る要件	次の要件<u>すべてに該当するもの</u> ア 長期修繕計画又は維持保全計画を作成された建築物 イ アの計画においてエレベーターを修繕項目として設定している建築物
(4)構造に係る要件	次のアからウの<u>いずれかに該当するもの</u> ア 昭和 56 年(1981 年)6 月 1 日以降に工事着手し、建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項の規定による検査済証が交付されている建築物 イ 耐震診断により構造耐震指標(Is 値)が 0.6 以上であることを確認した建築物 ウ 耐震改修により構造耐震指標(Is 値)を 0.6 以上確保した建築物
(5)その他	区から違反建築に係る是正指導等を受けていない建築物 (是正指導等を受けている場合は、是正指導等に従って是正していること)



助成対象者について

次の(1)から(3)のいずれかに該当する、助成対象建築物の全部又は一部の所有者です。

対象者区分	要件
(1)個人	区市町村民税を滞納していないこと
(2)法人	「中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律」第 2 条第 2 項各号の規定に該当しない者 ※助成対象建築物が「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例(平成 23 年東京都条例第 36 号)」第 7 条第 1 項に規定する特定緊急輸送道路に接する建築物の場合は、中小企業者以外でも助成対象者としてします
(3)区分所有者	管理組合の総会決議によって選任された者又は持分の合計が過半となる共有者の承諾を得た者。

助成対象工事について

次の(1)から(4)の防災対策のうち、**1項目以上を行う改修工事**です。改修工事については、エレベーターに関する建築基準法等の規定に適合するよう行ってください。

防災対策改修工事の区分	適合しなければならない規定
(1)主要機器の耐震補強	次のアからウまでの 全てに適合 し、2014年耐震基準を満たすこと ア 建築基準法施行令第129条の4第3項第三号から第六号 イ 建築基準法施行令第129条の7第五号 ウ 建築基準法施行令第129条の8第1項
(2)戸開走行保護装置の設置	建築基準法施行令第129条の10第3項第一号
(3)地震時管制運転装置の設置	建築基準法施行令第129条の10第3項第二号
(4)リスタート運転機能及び自動診断・仮復旧運転機能の設置 ※要件有	



助成金額について

【基本的考え方について】

$$\boxed{\text{助成金額}} = \boxed{\text{助成対象事業費}} \times \boxed{2/3} \quad (\text{千円未満切り捨て})$$

【助成金の上限額について】

防災対策改修工事の区分	助成金上限額
(1)主要機器の耐震補強	3,000,000 円
(2)戸開走行保護装置の設置	
(3)地震時管制運転装置の設置	
(4)リスタート運転機能及び自動診断・仮復旧運転機能の設置	

※ 複数の項目を実施する場合、助成額は項目ごとに算出した金額の合計となります。

※ 防災対策改修工事費に消費税は含めません。

※ 防災対策改修工事費に調査設計計画費は含めません。

※ リスタート運転機能とは、地震時管制運転により最寄り階へ着床する前にエレベーターが停止しても、その後、安全装置が正規の状態に復帰した場合に、かごを最寄り階に着床させて戸を開くことにより、閉じ込めを解消する機能のことを言います。

※ 自動診断・仮復旧運転機能とは地震時管制運転により、かごを最寄り階へ停止させ、運転を停止した後に、エレベーター機器の破損等の危険性を機械的に診断し、仮復旧させる機能のことを言います。

※ リスタート運転機能及び自動診断・仮復旧運転機能の追加を実施する場合にあっては、対象とするエレベーターに係る工事の完了時に、エレベーターの防災対策を行う改修工事（リスタート運転機能及び自動診断・仮復旧運転機能の追加を除く。）がすべて実施されていること。



助成金申請手続きの流れ

本事業は年度単位(4月1日に始まり翌年の3月31日で終わる1年)の事業です。助成金交付申請日と同じ年度内に工事及び支払手続きを完了できるようお願いします。

(工事契約日と工事完了日が別の年度になる場合は、事前にご相談ください。)

手続1 事前相談 (助成対象要件の確認)

・新宿区の窓口にて「事前相談書」※とエレベーターに関する資料(図面、写真等)を持参し、助成について事前相談してください。

・新宿区が、資料等により、助成対象要件に適合するかの確認を行います。

※【事前相談書】は右記の2次元バーコードを読み込むか、下記URLを直接入力することでダウンロードできます。

【URL】<https://www.citv.shiniuku.lg.jp/content/000261776.pdf>



手続2 助成金の交付申請 (助成金の交付決定)

・助成金交付申請書に必要な書類を添付して提出してください。

・新宿区が、内容を審査した上で交付の可否を決定し、通知を行います。

工事契約の締結

・交付決定通知を受けた後に、エレベーターの改修を行う工事施工者と工事契約の締結を行ってください。

・交付決定通知を受ける前に工事契約をすると助成金を受けられません。



工事の実施

工事内容・金額などに変更が生じた場合

手続3 変更申請 (変更の承認) ※必要に応じて

・申請内容を変更する際は、事前に新宿区へ相談を行ってください。

・内容によっては、新宿区へ変更申請書の提出が必要になります。

手続4 工事完了報告書の提出(助成金額の確定)

・工事が完了したら、工事完了報告書を提出してください。(2月末までに提出をお願いします。)

・新宿区が完了検査を行った上で助成金額を確定し、通知を行います。

手続5 助成金の交付請求 (助成金の交付)

・申請者は、助成金交付請求書を提出してください。

・新宿区が内容を審査した上で助成金を交付します。

※申請者から委託を受けたエレベーターの改修を行う工事施工者に直接助成金を支払う「委任払い制度」の利用も可能です。



【問合せ】 新宿区都市計画部建築指導課指導係設備担当
電話 03-5273-3745 (直通) FAX 03-3209-9227

【令和7年4月発行】